

令和元年 5 月 14 日

記者発表

## 入札制度の一部見直しについて

4 月 16 日に記者発表を行った「入札制度の一部見直しについて」に加え、更に特別重点調査の見直しを行います。これにより、公共工事の更なる品質確保等に繋がると考えています。

適用は、令和元年 6 月 1 日以降の入札公告分からとなります。

低価格入札については、これまでも調査を行い適正な履行が可能か判断してきましたが、4 月 16 日に記者発表を行った最低制限価格及び調査基準価格の一部改定<sup>※</sup>に加え、予定価格（税抜き）1 億円以上の工事において、より厳しい基準で調査する特別重点調査の対象額の引き上げを行います。これにより、ダンピング対策の更なる徹底を図ります。

※別紙参考資料 4 月 16 日発表 「入札制度の一部見直しについて」中  
「1. 最低制限価格及び調査基準価格の一部改定」

### 〈改定内容〉

#### ◇ 特別重点調査基準額の設定率

- ・ 共通仮設費の『70%』を『80%』に改定します。
- ・ 現場管理費の『70%』を『80%』に改定します。

※ 特別重点調査は、下記 4 つの費用内容の設定率のどれか一つでも下まわった場合に適用され、通常の低入札調査に加え、積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものか調査するなどより厳しく調査を行います。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
現行	95%	70%	70%	30%
改定	95%	<b>80%</b>	<b>80%</b>	30%

担当課	技術調査課
担当者	樫本・川口
電話	073-441-3082

## 入札制度の一部見直しについて

工事及び調査・設計等の業務における入札制度の一部見直しを行います。これにより、公共工事・業務の更なる品質確保等に繋がると考えています。  
適用は、2019 年 6 月 1 日以降の入札公告分からとなります。

### 1. 最低制限価格及び調査基準価格の一部改定

近年の施工実態等を踏まえ、国土交通省が低入札価格調査基準を一部引き上げたことを受け、和歌山県においても、国土交通省に準拠し、最低制限価格及び調査基準価格の改定を行います。

なお、国土交通省が今回改定した低入札価格調査基準における範囲の上限値引き上げについては、和歌山県では既に撤廃等しているため、今回見直しはありません。

#### 〈改定内容〉

- ◇ 建設工事
  - ・ 最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の下限値について予定価格の『70%』を『75%』に改定します。
- ◇ 建設工事に係る委託業務
  - ・ 地質調査業務における最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率について『0.45』を『0.48』に改定します。

### 2. 総合評価落札方式における低入札対策の見直し

総務省及び国土交通省より、総合評価落札方式による入札における最低制限価格の設定を行わない旨の見解が示されたことから制度改正を行います。

#### 〈改定内容〉

総合評価落札方式による入札において、**最低制限価格制度を撤廃し、低入札価格調査制度を導入**します。

下記の対象となる工事等における低入札価格調査は、過去 1 年以内の取引実績等に基づき見積が行われているか等の厳格な調査を実施し、適正な履行の是非を判断します。

- ◇ 総合評価落札方式による入札を適用する工事のうち以下のもの
  - ・ 予定価格(税抜き)3,000 万円以上 1 億円未満の全工事
  - ・ 予定価格(税抜き)1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事の一部
- ◇ 総合評価落札方式による入札を適用する予定価格(税抜き)1,000 万円以上 3,000 万円未満の委託業務のうち以下のもの
  - ・ 比較的難易度の高い土木関係建設コンサルタント業務 (区分 B2・C)
  - ・ 比較的難易度の高い建築関係建設コンサルタント業務 (区分 B・C1・C2)

担当課	技術調査課
担当者	樫本・川口
電話	073-441-3082